

様式第7号（第16条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住 所
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第16条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

営業所の所在地 及び連絡場所	(営業所) (連絡場所)
車庫の所在地	
一般廃棄物取扱種目	1 ごみ 2 粗大ごみ 3 し尿 4 廃家電 5 その他 () (該当するものを○印で囲む) ただし、特別管理一般廃棄物を除く
積替え保管の有無 及び積替え保管を行う 場合の積替場の所在地	有 無 (有の場合は、所在地:)
事業の用に供する 施設及び数量	別紙1のとおり

役員の本籍、住所、氏名	別紙 2 - 1 のとおり
従事者証交付者の住所、氏名	別紙 2 - 2 のとおり
取扱事業所	別紙 3 のとおり
取扱料金	1 0 k g あたり 円
添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の用に供する施設の構造仕様書及び附近見取図 2 申請者が上記に掲げる施設の所有権を有することを証する書類 (申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有することを証する書類) 3 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 4 申請者が法人である場合には、役員の本籍の記載された住民票の写し並びに定款の写し及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、本籍の記載された住民票の写し 6 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを証する書類 7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 8 申請者が法人である場合には、直前 1 年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 9 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前 1 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 1 0 申請者の住所（申請者が法人である場合には、事業所又は営業所の所在地）が前橋市内にある場合にあっては、前橋市税を滞納していないことを証する書類 1 1 その他市長が必要と認める書類
備 考	

(別紙1-①)

使用車両の種類及び数量

	車体の形状	最大積載 (kg)	自動車 登録番号	自動車車検証の 使用者名	車両標識 の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

(注) 車両標識のない車は、ただちに取り付けること。

2 作業器材の種類及び数量

種 類	規 格	備 考

*電子車検証の場合は、車検証の写しに替えて「自動車検査証記録事項」の写しを添付すること

(別紙1 - ②)

車両写真の添付

自動車登録番号

(注) 使用車両の写真(斜め前・斜め後ろ・両側面、計4枚添付)
車両ナンバー、会社名等、車両全体が鮮明に写っているものに限る。
文字が小さい場合は、表示のアップも1枚添付すること

一般廃棄物（ごみ）収集運搬車両 標示見本

○前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第20条

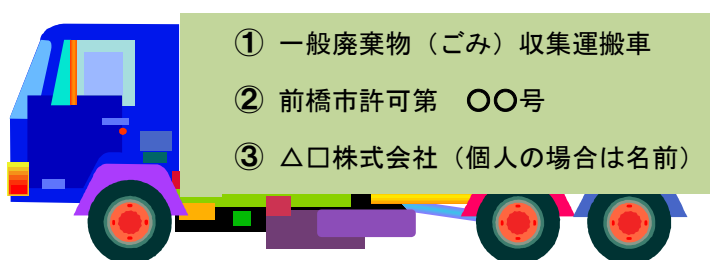
（一般廃棄物収集運搬業者の遵守事項）

第20条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収集又は運搬のように供する車両の車体の両側面に一般廃棄物の運搬車である旨、氏名又は名称及び前橋市許可番号を表示すること。 ①

②

③



① は5センチ以上
② は3センチ以上
③ は3センチ以上

《表示についての注意点》

- 見やすいこと
- 鮮明であること
- 左右、両側面に表示すること
- 識別しやすい文字であること

*マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。

*名称が一見して分からない略称や屋号等を使うことはできません。

(例) 産業一般廃棄物収集運搬車、ごみ収集車 等の表示はできません。

*車体だけでなく、両側ドアに表示しても問題ありません。

(別紙2-1) 役員一覧

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

申請者(法人である場合)	
(ふりがな) 名称	住所

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考 1 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(別紙 2 - 2)

従事者証申請者一覧

	氏 名	住 所	担当業務及び資格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(注) 1 清掃工場に搬入する従事者全員を申請すること

2 一般廃棄物収集運搬業従事者証交付申請書の申請者と同じ

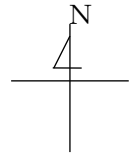
(別紙1-③)

営業所（車庫含む）及び市内連絡所見取り図

所在地: 市 町 丁目 番号
番地

不動産の表示				
土地	種別		面積	m ²
建物	種別		面積	m ²

(1) 土地及び建物の平面図



建物の構造 (○で囲む)

1 木造 2 鉄筋 3 プレハブ

階建

・防臭設備 有・無 ・参考事項

()

(2) 市内連絡場所見取り図 (土地建物平面図)

前橋市 町 丁目 番号
番地

(3) 営業所の案内図

- (注) 1 この図面は、営業所の所在地ごとに作成する
2 不動産の表示で、土地の種別については、宅地・雑種地・畑等と記入する
3 不動産の表示で、建物の種別については、事務所・事務所併用住宅と記入する
4 内容に変更がある場合のみ提出すること

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからル
までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(別紙 1 - ④)

1 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

事業の開始に要する資金の総額 その資金の調達方法	円
自 己 資 金	円
借 入 資 金	円

※自己資金の場合は金融機関の預貯金残高証明書等を、借入資金の場合は金融機関等の融資証明書等を添付すること。

(金融機関の証明書等を添付する)

--

2 事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由

※既に他の市町村等で許可を有している等の理由で、本市における事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、次の欄にその理由を記入すること。

--

*事業内容に変更がある場合のみ提出すること

様式17号(第18条関係)

従事者証交付・再交付申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住 所

氏 名

電話番号 ()

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条第3項の規定により、一般廃棄物収集運搬業・~~処分業~~従事者証の交付・~~再交付~~を受けたいので申請します。

記

住 所

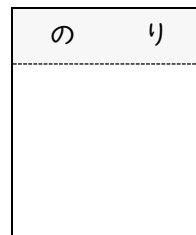
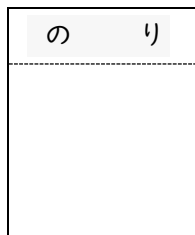
氏 名

職 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日 生

写 真 添 付

- 1 6か月以内に撮影したものに限る
- 2 写真裏面に氏名を記入する
- 3 「のり」の部分だけに糊付けする



サイズ (縦 3.0 c m × 横 2.4 c m)

一般廃棄物処理申出書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住 所
名 称
代表者

一般廃棄物の処理を受けたいので、下記の処理業者に許可があり次第、ごみの処理を依頼するため、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 3 条第 3 項の規定により申し込みます。

記

業 種		
一般廃棄物の種類 該当するものを○で囲む その他は具体的に記入すること	可燃物	紙屑 ・ 生ゴミ ・ ダンボール ・ 木くず その他（ ）
	不燃物	あき缶 ・ あきビン ・ 焼却灰
1 か月あたりの排出量	k g / 1 か月	
連絡責任者 氏名及び TEL	氏 名	
	T E L	
	所属部署	
年間回収回数	約 回	
一般廃棄物処理業者名 （住所・名称・代表者）		

※ 申込者（排出者）が記入すること
不明な点は前橋市役所環境部廃棄物対策課までお問い合わせください。

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2 各号に掲げる者が、同条で規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。

○前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2

第 16 条の 2 市長は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による申請があった場合において、次に掲げる者が前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。

- (1) 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
- (3) 政令第 4 条の 7 に規定する使用人
- (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者

(参考)

○前橋市暴力団排除条例

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(注) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定による申請とは、一般廃棄物収集運搬業の許可申請、一般廃棄物処分業の許可申請、又は一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更許可申請をいう。